

佐用町宅地分譲のご案内

～佐用町定住をめざして～



★若者・子育て世帯は

割引価格があります！

受付期間

平成29年6月15日から

随時募集 (先着順)

● 分譲価格

NO	分譲地名	所在地	公簿面積	実測面積	平地面積	一般価格	若者等割引価格	下水加入負担金等
1	※さよひめ団地	本位田甲 713-5	334.50	334.50	334.50	7,390,000	—	含む
2	長尾団地	長尾 890-10	193.10	193.10	193.10	5,030,000	—	要
3	※下徳久 (駐在所跡)	下徳久 699-2	134.74	127.07	127.07	3,160,000	—	要 下水道接 続工事が 必要です
		699-4	82.47	82.47	82.47			
			217.21	209.54	209.54			
4	広山団地 (北側)	広山 91-3	296.10	294.00	222.57	2,180,000	1,090,000	含む
5	広山団地 (南側)	広山 91-4	278.67	274.14	209.14	2,060,000	1,030,000	含む
6	茶屋区画 (国道側)	折口 1008-13	280.49	280.49	280.49	8,530,000	7,677,000	含む
7	茶屋区画	折口 1008-20	319.48	319.48	319.48	8,410,000	7,569,000	含む
8	手布団地 (北側)	手布 858-1	313.99	313.99	282.00	4,320,000	2,160,000	要
9	手布団地 (南側)	手布 858-2	540.08	540.08	419.68	4,320,000	2,160,000	要

注)・下水加入負担金等「要」とあるのは、町下水道加入負担金225,000円が別途必要です。

・町上水道加入負担金は、全ての区画で必要です。(例:口径13ミリメートルの場合、税込み308,572円)

・さよひめ団地、下徳久の平地面積には、擁壁法面を含みますので必ず現地を確認ください。

・分譲地内に水路、電柱、構造物、樹木根等がある場合がありますが、全て現状有姿での販売となります。

佐用町への定住と地域振興をめざして、町内9区画の宅地を分譲します。

若者子育て世帯のかたにはお求めやすい割引価格を設定しておりますので、是非この機会にご購入をご検討ください。

なお、ご購入には諸条件がありますので、「佐用町宅地分譲要綱」と現地をよくご確認の上お申し込みください。

●お申し込みができるかたは

- ・住宅を必要とされているかた
- ・市町村税等の滞納がないかた
- ・佐用町に住民票があるかた又は移すことが確約できるかた
- ・満20歳以上のかた
- ・暴力団員又は暴力団密接関係者でない方 など

●分譲には条件があります

- ・住宅以外の用途に使用しないこと
- ・契約締結の日から3年以内に住宅を建築しかつ入居すること
- ・契約締結の日から10年間は譲渡・転売しないこと
- ・10年間の買戻特約の登記を承諾すること など

●申し込みに必要なもの

- ・宅地分譲購入申込書 ・誓約書 ・居住するかたの住民票
- ・市町村税等の納税証明書 ・誓約書等

●分譲価格

- ・分譲価格には、一般価格と若者・子育て世帯を対象とした割引価格があります。
- ・お支払は契約時に手付金として30%、6カ月以内に残りの70%が必要です

※若者・子育て世帯とは

宅地購入者本人又はその配偶者が宅地購入申し込み時に40歳以下のかたで、次のいずれかに該当するかた

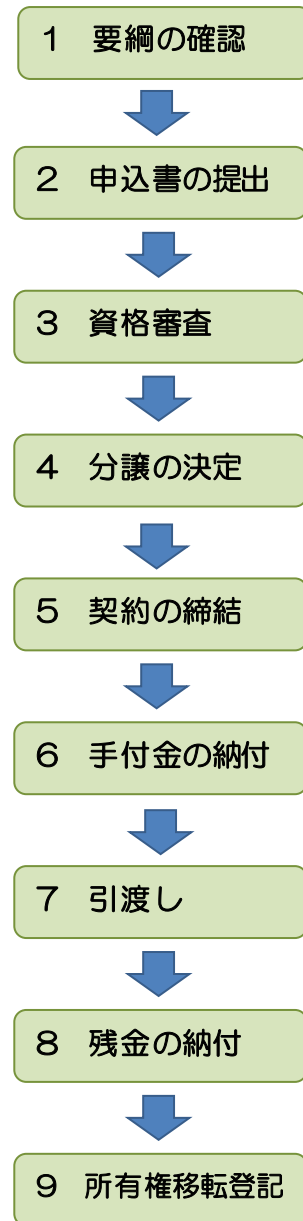
- ア) 生計を一にする夫婦
- イ) 18歳以下の子供と同居し養育しているかた

●お申し込み

- ・受付期間 平成29年6月15日から随時募集(先着順) 土日祝日を除く午後9時から午後5時
- ・申込書提出先 佐用町役場 商工観光課 定住対策室(担当:清水・宇多)

●お問合せ先

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1
佐用町役場 商工観光課 定住対策室
電話 0790-82-0670



佐用町宅地分譲地・位置図

